

令和6年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

任意継続組合員制度について

公立学校共済組合広島支部経理貸付係

任意継続組合員制度について

- 1 任意継続組合員と国民健康保険との比較
- 2 退職後の医療機関受診方法
(任意継続組合員の場合)
- 3 任意継続組合員に加入する場合の流れ
- 4 任意継続組合員の加入手続
- 5 任意継続組合員をやめるとき

★ これからのことを、イメージしてみましょう

退職後の医療保険について、自分が次の4つのうち、どこに該当するのか、イメージしてみてください。	任意継続組合員加入のスケジュールはP9・P10 ○ 任意継続組合員になる ○ 任意継続組合員 と ○ 国民健康保険 の比較は P3～P5	● 再就職して社会保険に加入する ● 家族の被扶養者になる ○ 国民健康保険に加入する
マイナ保険証を使う・使うつもり マイナ保険証で医療機関を受診	A P7【 A マイナ保険証 】	C 加入する医療保険で 手続 等
マイナ保険証を使えない (特定の事項※に該当する) 資格確認書で医療機関を受診 ※ 特定の事項についてはP8 参照。	B P8【 B 資格確認書 】	D

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較①（要件等について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
①加入条件	・退職日の前日までに引き続いて1年以上（退職日を含めて1年と1日以上）組合員期間があること。 ・期日までに任意継続掛金を払い込むこと。	市区町村に居住していること。
②加入期間	最長2年間 ・退職後、日を空けての加入不可 ・脱退可。ただし、再び組合員期間の要件を満たさない限り、再加入不可	制限なし
③申込先等	公立学校共済組合広島支部 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を <u>退職の日から起算して20日以内</u> に提出すること。 令和7年3月31日退職の場合、 <u>令和7年4月18日(金)までに、共済組合必着。</u> ※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。	居住市区町村（国民健康保険担当部署）
④被扶養者	被扶養者制度あり 被扶養者は掛金等不要	被扶養者制度なし 被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生。

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較②（掛金について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険																		
⑤掛金等の決定方法	●掛金は、退職時の標準報酬月額を基礎として決定する。 ⇒退職後2年目は、前年所得が下がっても、掛金額はほぼ同じ。（上限額や掛金率変更による増減あり）	●保険料等は、主に前年所得、世帯人数を基礎として決定する。（市区町村により金額が異なる。） ⇒前年所得が下がると、保険料が変わる。																		
⑥掛金等の払込方法	●口座振替（年1回、年2回、毎月）【広島銀行のみ】 ●払込通知書(納付書)払（毎月）【手数料組合員負担】	市区町村が指定する方法による																		
⑦掛金等の目安	退職時標準報酬月額50万円、退職前年収700万円、50代、広島市在住の場合 ●令和7年度 掛金年額（予定） （標準報酬月額38万円（上限額）で算定） <table><tr><td rowspan="2">年1回 口座振替</td><td>R7.3.31に口座振替</td><td>487,868 円</td><td>割引最大</td></tr><tr><td>R7.4.1以降に口座振替</td><td>489,465 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td rowspan="2">年2回 口座振替</td><td>初回をR7.3.31に口座振替</td><td>492,652 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>初回をR7.4.1以降に口座振替</td><td>493,458 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td colspan="2">毎月払込（口座振替・納付書払い）</td><td>498,312 円</td><td>割引なし</td></tr></table> ※退職前の短期・介護掛金より高くなる。 （現職時は雇用主と折半負担。任意継続組合員は全額負担）	年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替	487,868 円	割引最大	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり	年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり	毎月払込（口座振替・納付書払い）		498,312 円	割引なし	●令和6年度 保険料年額 （目安：広島市ホームページより） 1人世帯 年額689,156円 2人世帯 年額735,773円 ※倒産・解雇などによる離職者、未就学児、出産被保険者などの保険料軽減制度あり。 （個人の事情により、保険料額が変わる可能性あり）
年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替		487,868 円	割引最大																
	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり																	
年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり																	
	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり																	
毎月払込（口座振替・納付書払い）		498,312 円	割引なし																	
⑧確認先	公立学校共済組合広島支部ホームページ（掛金額の早見表を掲載）	居住市区町村（国民健康保険担当部署）																		

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較③（給付について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
⑨自己負担	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）
⑩給付内容	本人及び被扶養者への、 ・医療給付、出産費、埋葬料等 ・災害給付、附加給付等（共済組合独自の給付制度） （例）一部負担金払戻金 1ヶ月に1つの医療機関（入院と外来は別の医療機関とする）で支払った額（保険適用分）が2万5千円を超えたときに、その超えた金額（100円未満切捨）が給付される制度。 入院等で医療費が高額になる場合は、国民健康保険よりも医療費の還付額が高くなることが多い。	加入者への、 ・医療給付、出産育児一時金、埋葬料等
⑪健診	人間ドック補助なし。 特定健康診査（メタボ健診）あり （40～74歳任意継続組合員・被扶養者）	市区町村によって異なる。 特定健康診査（メタボ健診）あり（40～74歳加入者）

2 退職後の医療機関受診方法（任意継続組合員の場合）

令和7年3月31日退職の組合員が令和7年4月1日から任意継続組合員となった場合、令和7年4月1日付けで、現職時の組合員等番号から、任意継続組合員の組合員等番号へと、組合員等番号が変更となります。

任意継続組合員の組合員等番号は、医療機関を受診する際に必要となりますが、以前のような「保険証」は交付されません。



A

医療機関を受診する際は、**マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）**を提示してください。（⇒P7へ）

B

公立学校共済組合 資格確認書			
本人（被保険者）			
令和●年12月10日 交付			
記号	公立広島	番号	123456 (株番)00
氏名	カホ* 知久 健保 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和●年12月12日		
資格取得年月日	令和●年12月5日		
一般共済金の割当 発効年月日	令和●年12月5日		
有効期限	令和○年12月8日		
保険者番号	34340018		
保険者名称	公立学校共済組合広島支部		

マイナ保険証を所持していない等、P8のいずれかの事由に該当する場合は、医療機関を受診する際に、当支部が交付する「資格確認書」を提示してください。（⇒P8へ）

※マイナ保険証に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格確認書の送付時期は、申出書を当支部が受け付けた日により決定します。スケジュールについては、「3 任意継続組合員に加入する場合の流れ」等により確認してください。



医療機関の受診方法① マイナ保険証による受診

- 1 マイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証を利用して医療機関を受診できます。
- 2 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。
- 3 任継資格への切り替えは自動で行われますが、**切替時期は申出書の受付時期により決定します。**
スケジュールによっては、4月1日以降、退職（資格喪失）のデータが反映されたり、現職時の資格が反映されたままの場合がありますので、申出書の提出日に留意してください。
- 4 マイナ保険証による資格確認ができず、医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9－016～）。
- 5 マイナ保険証に反映されている資格は、マイナポータルで確認することができます。



医療機関の受診方法②

資格確認書による受診（特定の事項に該当する場合）

- 1 マイナ保険証を所持していない等、次の事項に該当する場合は、医療機関を受診する際に、組合員番号等が記載された「資格確認書」を提示する必要があります。「資格確認書」が必要な場合は、「任意継続組合員申出書」内の要否欄に○を記入してください。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・ マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

- 2 **資格確認書の送付時期は、申出書の受付時期により決定します。**スケジュールによっては、資格確認書が手元にない期間が生じますので、申出書の提出日に留意してください。

- 3 資格確認書が手元にない期間に医療機関を受診する場合、共済組合が負担する医療費の原則 7 割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7 割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§ 9 - 016～）。

3 任意継続組合員に加入する場合の流れ（掛金を口座振替する場合）

令和7年4月1日から、
任意継続組合員の資格を反映したマイナ保険証
（マイナ保険証を所持していない場合等は、資
格確認書）で医療機関を受診したい。

YES

次頁の【口座振替①】
令和7年3月14日（金）
までに申出書を当支部が受付
（不備のない状態で受理）
3/31に掛金口座振替

掛金年1回払いで
【口座振替①】の場合、
最大割引適用（P4）

4/1から任継の資格でマイナ保険証（資格
確認書）を使用可能

NO

※NOを選択すると、申出書の提出時期によって、任継資格をマイナ保険証に反映できない
（資格確認書を交付できない）期間が生じるため、医療機関を受診する際に、医療保険
加入資格が確認できず、窓口で10割全額負担となる場合があります。
（後日、当支部に療養費の請求を行うことで、医療費の原則7割分が返還されます。）

3/14までに
申出書を当支部が受付
（不備のない状態で受理）

NO

3/15～4/4に
申出書を当支部が受付
（不備のない状態で受理）

NO

4/5～4/18に
申出書を当支部が受付
（不備のない状態で受理）

YES

掛金年1回払いで
【口座振替①】の場合、
最大割引適用（P4）

次頁の【口座振替①】
3/31に掛金口座振替
4/1から任継の資格でマイナ保険証
（資格確認書）を使用可能

YES

年1回・年2回
払いは掛金割引
あり（P4）

次頁の【口座振替②】
4/21に掛金口座振替
4/21ごろ任継の資格でマイナ保険証
を使用可能（資格確認書送付）

YES

年1回・年2回
払いは掛金割引
あり（P4）

次頁の【口座振替③】
4/30に掛金口座振替
4/30ごろ任継の資格でマイナ保険証
を使用可能（資格確認書送付）

※払込通知書（納付書）で掛金を払い
込む場合のスケジュールは次頁参照

※4/1～4/21の間は、
・任継資格をマイナ保険証に反映できない
・資格確認書を交付できない
ことに注意。

※4/1～4/30の間は、
・任継資格をマイナ保険証に反映できない
・資格確認書を交付できない
ことに注意。

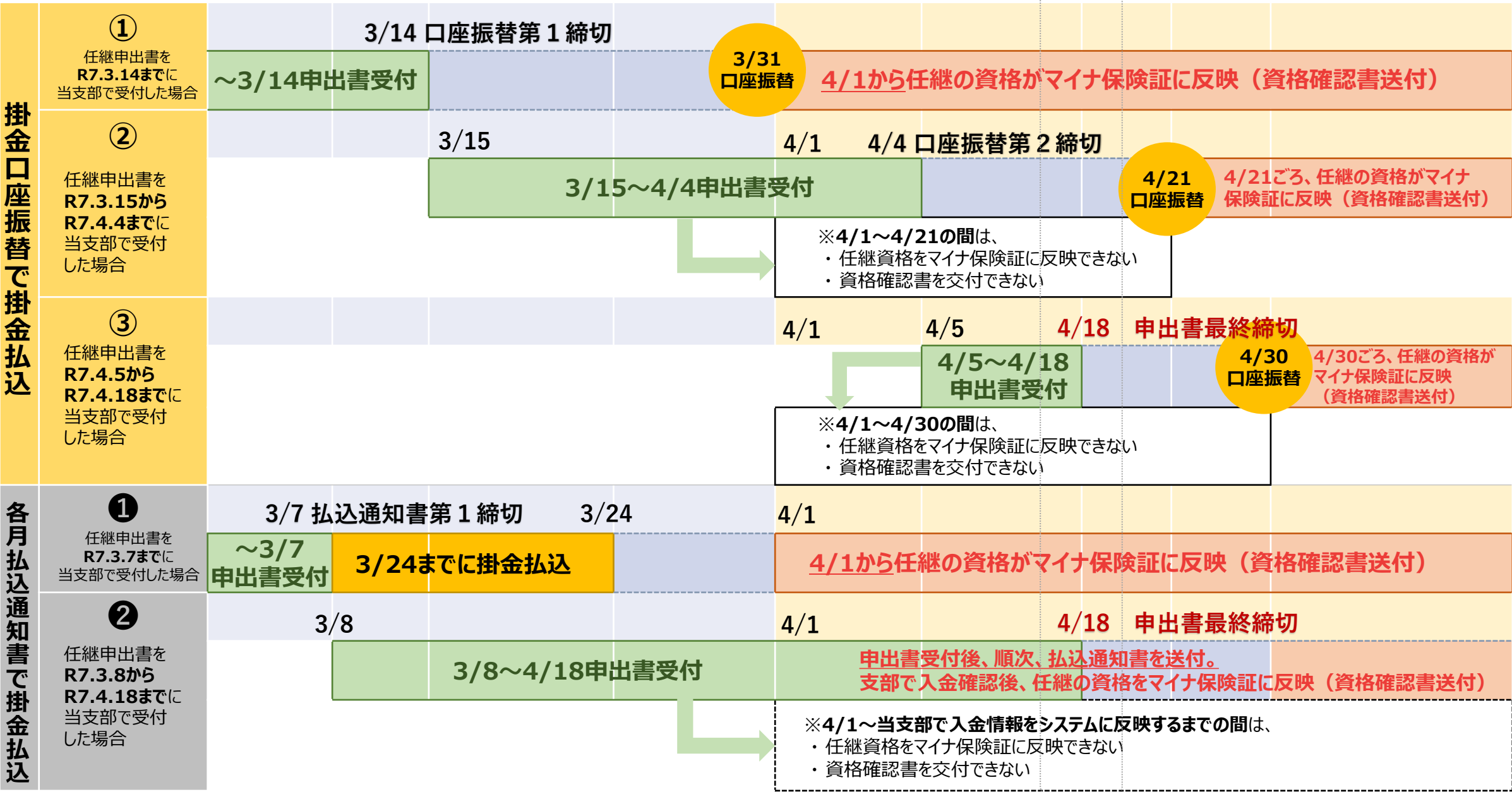
●任意継続組合員加入に係る全体スケジュール

3/31退職⇒4/1任意継続組合員

4/18 申出書最終締切

掛金口座振替で掛金払込

各月払込通知書で掛金払込



4 任意継続組合員の加入手続①

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

公立学校共済組合広島支部長 様

任意継続組合員申出書
(2枚中1枚目)

組合員氏名 申出日 令和 年 月 日

1 任意継続組合員となることの申出について
私は、退職日の前日までに引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

性別 男・女 年齢 昭和 年 月 日 (歳)

退職日 令和 年 月 日

退職時所属 〇 退職日時点で被扶養者がいる ⇒ 「2 被扶養者について」を記入
〇 退職日時点で被扶養者がいない

2 被扶養者について (退職時に認定されている被扶養者)
私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日の前日までに引き続き1年以上被扶養者期間があることを希望します。

被扶養者氏名	続柄	退職日の前日時点で、被扶養者認定の継続を希望するか否か (希望する場合は、資格認定書を送付してください)
1		
2		
3		
4		
5		

3 退職時の所属所記入欄
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所 受付印 押印欄

(R6.12) § 15-001①

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

指定金融機関 (広島銀行) 御中

金融機関用
(2枚中2枚目)

ご依頼人 (預金者) 申出日 令和 年 月 日

1 枚目に記入したものと同一資金振替口座を下記に記入し、金融機関用印を押印する。
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で括弧書きし、金融機関用印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

お届け印

金融機関 広島銀行 0 1 6 9

支店 〇

口座番号

金融機関用印

2 任意継続組合員となることの申出について
私は、退職日の前日までに引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

性別 男・女 年齢 昭和 年 月 日 (歳)

退職日 令和 年 月 日

退職時所属 〇 退職日時点で被扶養者がいる ⇒ 「2 被扶養者について」を記入
〇 退職日時点で被扶養者がいない

2 被扶養者について (退職時に認定されている被扶養者)
私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日の前日までに引き続き1年以上被扶養者期間があることを希望します。

被扶養者氏名	続柄	退職日の前日時点で、被扶養者認定の継続を希望するか否か (希望する場合は、資格認定書を送付してください)
1		
2		
3		
4		
5		

3 退職時の所属所記入欄
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所 受付印 押印欄

(R6.12) § 15-001②

- 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を記入し、退職時の所属所の証明を受けて、期限までに当支部に提出してください。
- 様式は2枚構成です。掛金の払込方法で口座振替を選択した場合は、1枚目と2枚目を記入して、広島銀行の窓口提出してください。
- 2枚のうち1枚目は当支部に提出、2枚目は、広島銀行に提出します。払込方法が納付書の場合は、1枚目のみ使用します。

4 任意継続組合員の加入手続②

[illegible]

保険証は交付されませんので、マイナ保険証を所持していない場合は、必ず【資格確認書の要否欄】を記入してください。

掛金の払込方法について、必ず記入してください。

●口座振替を選択した場合は、1枚目及び2枚目を記入し、2枚とも広島銀行の窓口へ提出してください。

1枚目は、広島銀行から返却されますので、退職時の所属所記入欄を具備した上で、当支部に提出してください。

●**毎月払込通知書**を選択した場合、2枚目は不要です。1枚目のみ記入し、退職時の所属所記入欄を具備した上で、当支部に提出してください。

退職時に被扶養者認定されていた者について、全員記入してください。

記入がない場合は、継続認定（資格確認書交付不要）として取り扱うこととしますが、継続認定された場合でも、被扶養者の要件を満たしていない場合は、要件を満たさなくなった時点に遡って、被扶養者認定の取消手続が必要となります。

【退職時の所属所証明欄】は、必ず退職時の所属所で記入・押印してもらってください。

5 任意継続組合員をやめるとき

	任意継続組合員の 申出を取り下げる	任意継続組合員の 資格を喪失する
内容	4月1日から任意継続組合員に 加入しないこと の申出 (1日も任意継続組合員にならない)	4月2日以降、任意継続組合員の資格喪失事由に該当し、 任意継続組合員を 脱退すること の申出 (1日以上、任意継続組合員に加入)
事由	1 退職日の翌日から再就職(医療保険加入)することが確定したとき。 2 国民健康保険に加入するとき。 3 家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 2 死亡したとき。 3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。 4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。 5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。
様式	「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-004)	「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-002)※1の場合は不要
留意事項	取り下げ理由が2又は3の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、 令和7年4月18日(金) 共済組合必着 です。 ※ 期限を過ぎて到着した場合、任継の資格を取得していることになり、掛金が発生します。	資格喪失後に任意継続組合員の資格で医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただくことになります。

※ 任意継続組合員でなくなった期間について、納付済の掛金がある場合、喪失手続きが完了したあとに、指定の口座に払い戻します。

※ 様式その他、添付書類が必要な場合があります。必要な書類については、様式を確認してください。

★大事な日付 3 つ 【令和 7 年 3 月末退職者】

1 任意継続組合員申出書の最終受付期限は？

⇒ 令和 7 年 4 月 18 日（金）（資料 3 ページ）

2 4 月 1 日からマイナ保険証や資格確認書を使いたい場合、
任意継続組合員申出書の受付期限は？

⇒ 令和 7 年 3 月 14 日（金）（資料 9 ページ）

3 一旦任意継続組合員に申し込んだが、取り下げて、1 日も
任意継続組合員にならない場合の書類受付期限は？

⇒ 令和 7 年 4 月 18 日（金）（資料 13 ページ）